

障害者権利条約を批准したいま、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法にふさわしい試験のあり方は——。障害者を対象とした 2013 年度の公務員試験の実施状況を「障害者欠格条項をなくす会」が調べたところ、受験資格に条件が付いていたり、受験時に必要な合理的配慮の想定が乏しかったり、民間企業の模範になるべき所で障壁があることがわかった。

調査は、障害者雇用率を満たすため地方公共団体が別枠で行っている職員採用試験の現状をつかもうと同会が実施。47 都道府県、20 指定都市、42 中核市のうち、2013 年度は試験がなかった 1 市を除く 108 団体を対象に、計 207 試験を調べた。

その結果によると、受験資格の典型的な記述として「介護者なしで職務遂行できる人」が 184（89%）、「自力（単独）で通勤できる人」が 148（71%）の試験でみられた。「活字印刷文による出題に対応できる人」（51%）、「口頭（音声）による面接に対応できる人」（13%）といった条件もみられ、排除につながるものがうかがえる。

受験時に必要な合理的配慮の選択肢も乏しい。車椅子使用の有無、持ち込みを希望する補助具の有無などを問う欄は受験申込書に設けられているものの、最多の車椅子でも 177（86%）。手話通訳 102（49%）、点字試験 91（44%）、拡大文字試験 87（42%）、音声パソコン 13（6%）、筆記通訳 3（1%）などと限られている。

そこで同会は、どのような受験申込書だと助かるか書式を作って提案。「試験方法を口頭試問・口述回答に変更」「拡大問題用紙・解答用紙」、「介助者・援助者の同伴」、「試験時間中の糖質類の補給食や服薬」など多様な選択肢を示した。

表 試験案内のチェックポイント

- ☐ 担当部局の連絡先を、FAX やメールも含めわかりやすく掲載しているか
- ☐ 試験案内、受験申込書を紙、PDF、点字などのほかにテキストデータでもダウンロードできるようにしているか
- ☐ 地方公共団体として障害者雇用に取り組む方針や姿勢を記述しているか
- ☐ 受験資格に、障害のある人が受験をためらったり、必要なことがあっても申請しにくいような条項を設けていないか
- ☐ 特別な理由なく、身体検査や体力検査を設けていないか
- ☐ 受験資格以外の部分に、障害のある人を阻むような記述がないか
- ☐ 障害者対象の試験に限って、本人が申込書を窓口を持参することを義務付けていないか
- ☐ 理由を示さずに、または特別な理由なく、一定の障害状況の人には受験申込書を提出するより前に担当部局に連絡するよう求めているか
- ☐ 提出書類への記入で自筆または自署を必須としているか
- ☐ 受験の際に使う補助機器等について、手帳等級の条件や、日常生活用具として支給されている受験者に限るといった条件を付けていないか
- ☐ 自動車でなければ試験会場に来場できない障害状況の人を考慮した会場選定および駐車場所を載せているか
- ☐ 試験会場について、車いすで使えるトイレやスロープ、エレベーターなどのアクセシビリティに関する情報を載せているか

例えば、「マークシートに代わる解答用紙」を選択したうえで「数字をマルで囲んで解答記入する方法を希望します」などと記入できる欄も用意。申請しても不利にはならないと記し、安心して応募できるようにしてある。

さらに同会は、試験案内についてもチェックポイント（表）をまとめ、点検に役立ててほしいという。（福祉新聞・第 2668 号 2014 年 5 月 19 日）